2019.08.26. 第二期第 18 回選挙市民審議会議事録

衆議院第 2 議員会館地下 1 階第 6 会議室　10:00～12:15
出席委員　片木淳（共同代表）、只野雅人（共同代表）、三木由希子（共同代表、議長）
　　岡﨑晴輝（スカイプ）、小林幸治、田中久雄、濱野道雄
欠席委員　石川公彌子、大山礼子、小澤隆一、北川正恭、桔川純子、小林五十鈴、
　　坪郷實、山口真美
事務局　　太田光征、岡村千鶴子、岡本達思、志村徹麿、城倉啓、丸井英里
書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：それでは時間を過ぎましたので、ただ今から第 18 回選挙市民審議会を始めさせていただきます。三木代表がまだお見えでないので、それまでは私が進行させていただきます。片木代表が 15 分ぐらい遅れるというお知らせをいただいております。資料を確認させていただきますと、小林幸治委員提出のものと事務局からのものと前回の議事録の未定稿のものがございます。

　では、早速ですが議題の順番に沿ってまずは小林委員からご発題いただきたいと思います。最後に事務局から 20 分ぐらいお時間をいただきたいと思っておりますので、そのような予定となっております。では、小林さんお願いいたします。

小林幸治：はい、それでは今日僕の方にいただいているテーマとしては「選挙運動期間の撤廃後の選挙手続きに関する規程の新設」というところですかね。「政党助成法の改正」については、ちょっとこの間作業部会の方の議論があったので、それをちょっと付け加えた形になっていますが、基本的には政党助成法の改正については、三木さんにご担当いただくということになっているかと思いますのでご了解ください。この間、この審議会でも 2 回ぐらいですか選挙運動期間の撤廃後、選挙運動の撤廃と同時に発生することなので、それと一緒に議論しつつ、なかなか意見がまとまらないところもあって、まとまらないと言うか整理できないところもあって、作業部会で 2 回ほど議論したということです。当初から、なんとなく僕の方で担当することになっていたので、そのまま引き継いでということなんですが、なかなか深い議論までは行き着いていません。ただ、第一期答申の方の問題点をあらためて確認をして、それに基づいてどういうアウトプットの仕方があり得るのかなということで、改めてお示ししたものが、今日のペーパーです。8 月 21 日の日付でお示ししているペーパーをご覧いただければと思います。もし、第一期答申をお持ちの方がいらっしゃったら、そちらと併せてご覧いただければと思います。

　ペーパーの方で、「４－１－１選挙運動期間の撤廃―選挙手続き規程の新設」ということで、第一期答申の方で示されています。（１）現行法の歴史的経緯（２）現行法の問題点と改革の方向性（３）抜本的改革が実現した場合の効果、ということに関しては、基本的に第一期答申の方で確認をしている事項ですので、それを継承するような形で第一期答申をお

示ししたいということです。

それで、あらためて（４）で、「選挙運動期間の撤廃後の選挙手続きに関する規程の新設」ということを置いてみました。①立候補後選挙活動期間…まずは立候補後選挙活動期間というのは、どういう期間のことを言うのかということが必要ですので、それをここでは示しています。各選挙において候補者の届出をして公表された日、いわゆる公示・告示日から投票日の前日までの期間を「（仮称）立候補後選挙活動期間」とします、としています。選挙の期日は、基本 90 日前までに決定することとして、その決定した後から 10 日間をかけて候補者になろうとする者は届出を行わなければならないものとします、としています。ちなみに第一期答申の方では、この部分は坪郷委員がご担当いただいてドイツの事例も含めてお示ししていただいた経過があります。この辺は皆さん良くご存知の話ですが、衆議院議員の選挙では、例えば 1994 年では 12 日間ですとか、坪郷委員がお示ししてくださった第一期答申の方で、1950 年当時の選挙運動期間と比較するとかなり短くなっているということがあって。それでは候補者を選ぶ際にもその期間内だけでは難しいのではないかということで、かなり延ばしたらどうかという議論が作業部会の方でもありましたし、審議会でもあったかと思います。同時にこの間、憲法改正の国民投票法が制定されて、最長 180 日間ということが行われているので、国民投票法の方は人を選ぶわけではないので、形式がかなり違った形にはなっているかと思いますが、一定程度の長い期間を経て人を選択して投票するということが必要なんだろうということを考えて。坪郷委員のほうでは、第一期答申で 100 日ですとか、70 日ということをお示しいただいておりましたが、ここでは 3 ヶ月程度をめどにして 90 日ということを基準に置いてみました。3 ヶ月の大きな根拠は何かと聞かれたら、それほど明確な根拠があるわけではありません。ただひとつの理由としては、国民投票法が 180 日という半年間と長い期間いわゆる選挙期間を置いていますので、その二分の一というのが妥当なのかどうかということもありますが、そのぐらいの期間を置いてみてもどうなのかということで置いています。この辺は様々な議論が必要だと思いますし、最終的にはどのぐらいの期間が必要なのかということは、ちょっと予想もつかないところではありますけど、今よりは長い期間人を選ぶ期間というのを置くべきではないかということで置いています。それを基準にして、下の表をご覧いただければと思いますが。衆議院議員選挙の場合につきましては、90 日前までに選挙期日の決定をし、候補者の届け出を開始して、80 日前までに候補者の届け出〆切・公表を行って告示になると。不在者投票・期日前投票に関しては、一応ここでは現行と変わらない期日を置いています。というのは、不在者投票・期日前投票の仕方についても今後議論が必要な部分でもありますが、現行の投票の仕方を継承するということであれば、立会人も含めてかなり人員も費用もかかる話なので、あまり無意味に長くするというのも考えられないかなとも思っていて、現行と同じような 2 週間程度あれば有効なのではないかと、最近の投票結果から見ても出てきていると思いますので、ということを言っています。ですので、答申の中身としては選挙運動期間を撤廃して、仮称ではありますけど「立候補後選挙活動期間」というものを置くと、その間に候補者

の届け出を開始したりとか、今で言う選挙活動、選挙運動自体が規制が撤廃になりますのでかなり自由度が高まった形でその期間もされるということで置いているという提案にしています。

都道府県知事ですとか、自治体の首長や議員の選挙についてはどうするかというと、基本的には「立候補後選挙活動期間」というものを法律上規定して、具体的な期間に関しては各自治体で将来的には条例で定めるということも考えて良いのではないかと思っていますが、ここでは今後の議論に託すような書きぶりにしています。

同時に公費負担の関係が以前も議論されていて、その部分も含めての提案にしています。2ページ目に「４－２候補者の選挙運動に対する公費負担と選挙運動費用の制限」ということで、これも第一期答申と同じ項目を置いています。「（１）現状問題点／改革課題」というのは、2017年第一期答申を継承するような形で考えています。

あらためて（２）に先ほどお話した「立候補後選挙活動期間に行う選挙・政治活動等に関する支出金額の制限」（選挙・政治活動費用の上限枠）というのを置いています。これはこの間審議会でも議論のありました、いわゆる選挙費用の額の規定がなければ、費用を多く確保した候補者、もしくはそれを支援する者が有利に働いてしまうので一定の上限額を設けようということで、ここにあらためてお示ししたものです。ここでも仮称として「立候補後選挙活動」というものを置いています。それは「立候補後選挙活動期間に行う選挙・政治活動」を言うということ。基本的に選挙運動規制が撤廃されますので、現行の選挙運動期間というものはなくなります。選挙運動規制というものもなくなります。なので、極端な話いつ何時でも自由に選挙活動もできるし、政治活動もできるという考え方ですので。ただ、費用の上限規制を置いた場合に、どこからどこまでに捻出した費用について規定するのかということが一定程度必要だということで、立候補後選挙活動期間の中で行うものに関してはこの制限が生じますというような規定にしています。で、「立候補後選挙活動期間」における支出の金額は、公職の候補者一人につき別で定める額を超えることはできないものとしますとしています。それともうひとつ、候補者届出政党または参議院名簿届出政党が行う「立候補後選挙活動に関する支出の金額」は、公職の候補者一人につき別で定める額を超えることはできないものとしますとしています。ですので、候補者一人当たりにつきいくらという制限を設けて、政党もその人数に応じてその額が定められるというような考え方にしています。ここでは、「別に定める額」というのを具体的にお示ししていません。参考までに過去の金額とかを記しています。それを参考にして、上限額がどの位が妥当なのかというのは、色々な議論が必要だと思いますので具体的な金額まではここではお示ししていないということをご了解いただければと思います。

「立候補後選挙活動期間」になされた寄附等の収入については、当然届出をしてその支出に関しても報告をするというような内容にしています。2ページ目の一番下に「（仮称）立候補後選挙活動期間に関するすべての支出とは、立候補している候補者または政党が提出した候補者名簿に含まれる候補者の当選を促進しまたは獲得するために要した支出で、①

政治放送、②広告、③選挙人の配布物、④マニフェストその他の政策文書、⑤実施した世論調査に関する費用、⑥メディア関連の費用、⑦関係者の交通費、⑧集会の費用、⑨人件費等に要した支出を言います。」ということにしています。この項目は、全く同じではないですけれども、参考にしたのがイギリスの事例で、そこではこういう項目を挙げてこういうものに関して支出した場合には報告をしなさいという形になっていましたのでそれを参考にしました。現状での選挙運動費用の報告と照らし合わせてもそれほど齟齬がないというか、全体的には網羅した形で報告が必要になってくるかなと思いますので、こういう項目を挙げた上で報告を出しなさいというようなことで考えています。

3 ページ目の方に、「（３）（仮称）立候補後選挙活動への公費の負担」についてお示ししました。公費の負担についても色々な意見があると思いますが、ここの提案では、立候補後選挙活動への公費の負担は行うとしています。これも少し議論が必要なのかなと思いますが。すべての候補者に公費の負担をする訳ではなく、「有効投票の一定の割合を獲得した候補者については、費用の一部を償還するものとします。」ということにしています。ですので、この辺も具体的な割合の数値ということは、ここではお示ししていませんが、これまでの供託金の関係とかといったことも勘案しながらその割合を決定してはどうかという提案にしています。そもそもの考え方としては、あまり政治活動への費用を捻出したり確保したりすることが難しい方へも立候補を促すという観点からも公費の負担は必要だろうということを根底において公費の負担は行いますということを謳っているということです。

一応以上が主なテーマとしての、「選挙運動期間の撤廃後の規定の新設」に関しての事柄です。最後の 4 ページ目に「政党交付金の使途を政策づくりに使う仕組みにする」ということで、これも第一期答申そのままのものです。（１）政党助成法の経緯・背景（２）政党交付金の現状（３）改革課題と改革の方向性ということは、「2017 年の答申」を継承した形で政党交付金の使途ということで、「2017 年答申」の方でもかなり記載されていて、それをほぼ踏襲するような形でお示ししているということです。これに関しては参考資料という形で「2017 年答申」の作成過程では、私自身が第 1 部門だったので、これはほかの部門のテーマでしたので、ここは参考までにということでお考えいただきたいと思います。おもに韓国の政党交付金の使途の制限が行われているのでそれを参考にして、「①政策立案・形成」に使いなさいとか、「②女性の候補者、障がい等を持つ候補者」に一定程度使用することということですとか、「③地方支部組織の活動」についても一定程度使用しなさいということが規定されているので、少なくとも日本国内でも同様の制度を設けることによって、その使い道というのが変化してくるだろうし、透明性も、色々な形で政治改革の一環にもなるかなと思っていますので、そんな提案にしています。

「（５）地域政党の助成について」というところは、この間審議会でも深い議論がされたわけでもありませんが、自治体が議員に関してと、（４）政党交付金の使途の方で地方支部組織に関しては規定を設けていますが、国会議員を持たない地域政党に関しては現在ある政務活動費も小規模な自治体ですとかなり少額でもあるということもあり、一定程度政策

立案などに、ある意味税金を投入しつつ推進を図るということも必要ではないかということでお示ししています。ただこれについては今後の検討課題としますということで、実際に自治体議員当事者の方の実情も含めて少し調査も必要なのかということもあって今後の検討課題としています。作業部会に参加されている方は、ほぼ作業部会での議論から何ら特に進展がない内容になっているかと思いますけど、一応制度の仕組みの中心はこんな考え方で提案していきたいというような内容だということをお含みおきいただいてご了解いただければと思います。以上です。

城倉啓：ありがとうございました。ここからは議長役を三木代表にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。また、ご本人のご報告を併せてしていただいた方が良いかどうかの判断もお願いいたします。政党交付金に関するもので、もし資料がございましたらということでございます。

三木由希子：今日私がそれを準備するということでしたか。すみません、準備がありませんので、小林委員のご報告についてご質問等あれば出していただければと思いますが。そうしましたら、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。選挙の期日は 90 日前までに決定することとし、その日から 10 日間で立候補届けを出すということですよね。届出が終わってからの 80 日間が選挙期間ですよね。ただし、選挙の期日の決定というのは 90 日前までなので、もっと前に決めても良いという話ですよね。だとすると、立候補後選挙活動期間 80 日にしてしまうと、もっと前に決めた場合はどうするんですか。

小林幸治：そうですね。おっしゃるとおりですね。「80 日前」ではなく、「80 日前まで」になるんですかね。この辺もちょっと議論していただければと思いますが。届出期間は 10 日間を前提とするならば、例えば 100 日前に決めた場合には 90 日になりますし、もっと長くなる可能性もあるということだと思いますので、それは「80 日前まで」になるという考え方で良いのかなと思いますけど。どうでしょう。

濱野道雄：全然ついていけていなくてすみません。そうしたら次の４－２の選挙運動費用との関係で言うと、ずい分長いのにこの上限は決まっていてみたいなことで、そこもアレンジが必要になりますね。

三木由希子：選挙の期日というのを 90 日前までに決めるという意味が一体何なのかという話なのかとは思うんですけれども。例えば、2 年前に何年何月何日から期日としますということを決めるという意味ですか。それは実質的には、要はトータルで 90 日間確保しなくてはいけなくて、選挙の期日を決定するのはさらにそのずっと前でも良いということですか。例えば、2020 年 6 月に選挙をしますということを今決めても、選挙の期日が 90 日前なので 3 月から始まりますよということを決めれば良いということですか。今だと決定と選挙期間の開始がほぼ同じような説明をしていただいたと思うんですけれども、選挙の期日を決定するということの意味が一体何なのかということをちょっと整理していただいたほうが良いのかなという話で。決定イコール始まりという整理の仕方をしてしまうと、結局今のご報告の内容だと色々な矛盾が生じると。なので、90 日間の選挙期間という前提で全体を

整理して、その選挙運動に関わる費用規制もする、支出上限規制もするとか、そういう話なのか。そこを整理するとだいぶ矛盾がなくなるようには思うんですけれども。

小林幸治：ちょっと整理します。基本的にそうですね、これだと 90 日前までに決定するになっているので、90 日前までにいつにするかを決定するのが 90 日前までという規定なので。少なくとも 90 日間、これで言うと立候補後選挙活動期間を 80 日は置きなさいよという規定を別途置かないといけないということですよね。

三木由希子：そういう趣旨なのかどうかということも含めて議論していただいたほうが良いかなと思います。皆さんはいかがですか。

小林幸治：そういう趣旨ですよね。

只野雅人：例えば 100 日前直前に決められてしまうと、準備ができないということもありますよね。でも、あまり早く決めてしまうと解散の可能性もあるからなかなか難しい、通常任期満了の日を睨んで大体このぐらいの範囲で選挙期日を決定しまうという話にして、その場合そこから遡って 80 日前が公示日になりますと。さらにその 10 日前が立候補の届出日になりますという。多分そういう感じなんでしょうかね。いつまで決めなければいけないかというのは、なかなか難しいですね。まあ決め方かなという気がします。ある程度準備ができるような感じにすると、95 日前で良いかというとなかなか難しいかも知れませんね。

三木由希子：そうすると、その解散とかを除いた定期的に行う選挙の場合は、もっと早く期日自体決めてしまったほうが良い可能性もありますよね。いつから選挙期間が、届出期間が始まるかとか、選挙の期日がいつからかとか。確かドイツはすごく長いというふうに坪郷さんがおっしゃっていたような気がするんですけれども。任期満了に伴う選挙に関しては。

議論の整理としては、とにかく立候補の届出期間も含めて期間を 90 日とするということについては、ここで合意ができているというふうにして良いでしょうか。

片木淳：前から同じような議論をずっとしているので記憶が定かではないですが、私からもう少し具体的に案を示せばですね。具体案としては、選挙期日の決定は仮に 1 年前とする。それから 90 日前までというのが非常に曖昧ですから、届出期間を前からの議論だと 10 日間にするという話でしたから 90 日で良いのではないですか。それで 10 日間の届出期間を設けて、実際の活動期間は 80 日目のところから費用の上限規制の期間として始まるということですね。それからもうひとつ私が理解できないのは、この基準日と投票日という、基準日というのはなぜ基準日というのか。そこから遡ってという意味でしょうけど。まあ誤解をなくすのであれば、同じ言葉で選挙期日（投票日）くらいですか。そうすればすっきりするんじゃないかと思いますけど。それから今の議論に関連して、上のほうの真ん中に衆議院の場合、解散がいつあるかわからないからそれは事前には決められないから、解散があったときはその時に短く始まるということなんでしょうけど、それがあるまでの間はこれと同じように 1 年前ぐらいまでに一応決定しておいて、届出期間を決めておいてというような、ちょっとややこしくなるんですかね。整理しにくいんでしょうかね。そこを決めておけば、衆議院も参議院も同じ形でやるというふうにわかりやすくなると。ただし、衆議院は解散が

あれば、そこからということになるんでしょうか、そこは私も頭の整理ができていませんが、シュミレーションして、そういう理解にすれば可能ではないかという気がするんですけどね。とりあえずいかがでしょうか。

三木由希子：ありがとうございます。小林さんいかがでしょうか。

小林幸治：はい、ご指摘ありがとうございます。1ページ目の下の図表で、選挙期日に決定が一番左側にありますが、これを例えば「選挙期日の決定を 360 日前までに行う」という話になって、それで「候補者の届出開始日」が選挙期日の 90 日前に行なって、そこから 10 日間でそこが「公示日・告示日」になるような表に変えれば良いかなと思いました。それと、基準日というのは現行制度を示してしまったので、ご指摘の通りにするとわかりやすいと思います。最後にご指摘いただいたところは、確かに今までそういう発想をしなかったので、逆に衆議院の解散の場合が特殊なケースであってというような定めにすると少し整理がしやすいかなと思いましたので、参考にさせていただいてと思います。

三木由希子：ありがとうございます。ただ、衆議院も原則 4 年の任期で選挙をするようにしましょうねという議論をそもそもしていたように思うんですけれども。解散をする場合は例外的な扱いにしないと、衆議院の選挙そのものを全部例外にしてしまうと本末転倒な感じはするんですけれども。例外的に衆議院の解散と、地方議会で言えばリコールとかありますよね。直接民主制の仕組みがいくつかあって、任期通りに選挙が行われない可能性が直接民主制のプロセスで発生し得るという例外的な場合がありますよね。例外的な場合については、原則と異なるルールを作らなければいけない部分というのがありますよね。衆議院と地方議会と首長選挙の直接民主制的なプロセスのものと、議員が亡くなったり辞任した場合のことが出てきますよね。通常のルーティンがはまらない部分について、今回は原則的な部分だけの提案をして例外的な部分は書かないのか、それともそこも含めて少し書いたほうが良いのか、どちらの方向で整理すると良いですか。

只野雅人：原則はやはり任期満了で考えていただくのが良いような気がしますね。1年前に選挙期日を決めて、期日を決めれば自動的に 80 日前・90 日前の告示日と届出日が決まると。衆議院は解散がありますので、この場合は解散があれば選挙期日が繰り上がるということと、憲法の規定に従って 40 日以内という規定があって、この場合は例外的に運動期間が短くなるのはどうしようもないと思うんですね。ややこしいのは任期満了頃に解散がくる場合ですけど、これは事実上ないのでよろしいかなという感じはしますけれどもね。でも、1年前だと多分解散がある可能性があるので、この場合はむしろ例外という位置付けで良いのではないですかね。原則はやはり 90 日間きちんととりますという感じで。

三木由希子：ありがとうございます。今「立候補後選挙活動期間」について色々ご意見いただいているので、このテーマの中でほかにご意見とかありますでしょうか。

田中久雄：この「立候補後選挙活動期間」というのを設ける意味というのはどういうことなのか、ちょっと理解できないんですが。４－２の方の公費負担とか選挙運動費用の制限と、それがその期間かぶりますよということであれば、正に公費負担とか選挙運動費用が適用

される期間ということで。基本的にこの審議会では選挙運動期間というのは撤廃すると、自由に選挙運動ができますよということが原則ですよね。そうなるとこの「立候補後選挙活動期間」というのを設けるということが、新しい概念を作るような感じがあって。端的に、公費負担とか選挙運動費用の対象期間はこうしますよということで良いのではないかという感じがするんですけど。どうなんでしょうか。

三木由希子：はい、小林さん何かありますか。

小林幸治：ご指摘の部分で言うと、「立候補後選挙活動期間」という言葉自体が今と変わらないじゃないかという印象を持たれがちになるなぁというのは、この間も個人的には持っています。ただ一方で、投票日があってこの期日で立候補者が決まりましたという期日は置かないといけないという、それは単純に候補者が届出をして締め切って決まりましたというだけの日にちでも良いのかも知れないですけど。その一定の期間というふうに置くと、何らかの規定を設けないといけないという。同時におっしゃる通りで、公費の負担とか上限規制に関してはその期間内の上限規制になりますので、どこからどこまでの期間がそれの適用になるのかというのは、法律に仕立て上げたときに定義づけが必要になってくるので、それをイメージしているということです。ご指摘の通り現行と同じような形で捉えられないようにどういうふうに工夫するかということと、あくまでも期間は期間だけど候補者が決定する日と言うのを決めるためのものですよ、みたいなことを何か上手い表現の仕方があるといいなとは、個人的には思います。なので質問に対しては、公費の負担との関係と候補者が決定したという期日を定めないといけないので、投票日までの期間という置き方をしているのでこういう言葉を使っているということです。

三木由希子：はい、田中さんはいかがですか。

田中久雄：候補者の届出をして、それからポスターとかビラを配布する運動というのが本格的に始まると思うんですよね。それがヨーイドンで始まることが「立候補後選挙活動期間」と捉えるのか。確かに 1 年中選挙運動は可能ですよと言いながら、現実には政党の届出とか、候補者の届出があってから本格的にポスターとかビラを通じて選挙運動をやるということなので、その前のダラダラとした選挙運動とは違った局面になると思うんですよね。その違った局面になる期間を、こういう概念で捉えようというのかも知れませんけど、どこが違うのか

三木由希子：田中委員ちょっとよろしいですか。80 日間は支出規制の範囲なので、その前は支出規制がなく選挙の期日が決まっているので、とことんお金をつぎ込めるわけです。むしろ制限される期間です、80 日間は。その前に大量のお金を投入しても何の規制もないので。ですから、資金力のあるところは有利な選挙になるのは間違いないんです。ただし、80 日間に限っては、資金力がないところも対等にできるように規制をしましょうというだけの話ですよね。

田中久雄：「立候補後選挙運動期間」というのはそういうものですよというふうに割り切ってしまえば良いと思いますよね。その場合に、公費負担は止むを得ないと思いますけれども、

選挙運動の上限をこの期間だけに限るのか、あるいはそれは別に 1 年間とか半年間とか更に延ばすということも可能だと思うんですよね。その辺が、いろいろな期間が錯綜して複雑になるということがありますから。でも頭の整理としては、選挙資金がいっぱいある政党が早くから大いに選挙運動をやるということを抑えようということであれば、選挙運動費用の上限というのをもう少し長めにするということも、ひとつの考え方としてあり得ると思うんですけど。だから、新しい概念というのをあえて打ち出すということにどういう意味があるのかというのが、ちょっとまだ理解できないですね。

三木由希子：小林さん、いかがですか。

小林幸治：基本的な考え方としては、三木さんがおっしゃった部分なので。そこの部分を少し強調できるような、注釈をつけてでも説明するような形で文章化しておいたほうが良いかなと思うし。正直、私もこういう感じで選挙運動規制を撤廃して 80 日間ですとかと言うのを、事実上選挙運動期間のような形にしたときにどういうことが行われてというのは、想像でしかないので、ちょっとよくわからないんですよね。だから 80 日前から当然同じことをやっても良いので、三木さんがおっしゃったように。同じことをやっても良いし、もっと大々的にやっても良いけど、その時にはまだ候補者として名乗りを挙げようという人がどのくらいいるのかとか、政党でもどの程度揃えられているのかとか、いろいろな課題があると思うので。それが制度的に導入したからと言ってすぐにいろいろな形で転換されるのか、それとも 10 年 20 年やってみて成熟していくというようにちょっとずつ変わっていくんでしょうし。逆に何でもやって良いので、ポスターとかチラシとかというものが氾濫するぐらいになるのか、それとももっともっと有効な手段でやろうとする努力を皆さんするのか、そこも個人的には全然想像がつかない、それぞれの人ができることをやってという形になるだろうなというように思うんですけど。その辺も根底には、繰り返しの話になりますけど、選挙活動に市民が参加する際に規定があり過ぎて参加できない仕組みを何とか変えたいというのがあって、そのために最大限なのか最小限なのか、少なくともこういった規定は設けておかないといけない部分だというのを設けているというふうにお考えいただけるとありがたいなと。ただ、表現の仕方としてそこが強調されてしまうと今とあんまり変わらないんじゃないのということになると思いますので、そこら辺は少し丁寧な説明が必要なのかなとは、ご指摘のように思います。

三木由希子：ありがとうございます。結局、例えば 1 年前に選挙期日を決めて、80 日間のいわゆる選挙活動期間が始まるというような場合になると、仕事をどうするかとかいろいろな問題が当事者としては出てくると思うんですよね。今ですと、直前に立候補の手あげをするということもありますし、政党としてそういう人を 1 年間とか養える程度の資金力があって足腰のある政党とか、現職が多いところが圧倒的に有利になるというのは、わかりきっている話なので。自由にするということは、強者に適切な倫理観ですとか、多様性が大事だと思う観点がないと、強者だけがより有利になるという構造はどうしても起こり得るわけですよね。だから長くするということイコール立候補して手あげする人たちがどういう

環境になるのかということを多少は考えないと、現実的な議論と言うか制度としてどう動くかというところがちょっと危ないところがあると思うんです。ほかのところで立候補に伴う休職を認めようという議論が、特に地方議会議院選挙のことを中心にありますよね。それも例えば 1 年という休職期間を認めるという話ができるのかどうかとか、やはり若干いろいろな社会の仕組みとかと関わって、誰がどう立候補できるのかというところで多様な人材を供給できるのかとか、仕組みを変えることによっていろいろな課題は出てきてしまうとは思うんですよね。そうすると、余計に特定の層しか出ないような選挙になる可能性はありますよね。例えば専門職とかで落ちても仕事が困らないとかですね。自営業とか、選挙に落ちても困らない何か専門性があるとかですね。だからちょっと仕組みを変えることでどういう波及があるのかということは、多分ここで議論している以上のことが起こりうるとは思っているので。そうすると長くするということが、80 日という運動期間の問題だけではない、社会制度の問題とか社会のいろいろなものとの関係で影響は受けるのかなとは思いますので。ここではそこはまあ良しとして、選挙運動の問題、政治活動の問題、選挙活動の自由の問題に焦点をあててこれまで議論したかと思いますので。そこは制限を設けないということで、ただし運動費用の上限規制のところだけはちゃんとやらなければいけないという、そういう整理をせざるを得ないのではないかというふうには思っているのですが。いかがでしょう。

片木淳：今、ご指摘のようないろいろな問題は予想されないようなものはあると思いますけれども。我々としては限られた時間の中で決断をしないといけないと。三木さんがそうおっしゃるならば、その問題はどういうものがあるのか羅列して、それは今回はこなせる、今回は結論が出にくいけど心配だというならば書く必要があるかどうかも含めて整理していただいたらどうかと思います。それから今議論になっているのは、田中委員がおっしゃったように、この名前ですよね。一応（仮称）と書いてあって、小林さんが非常に苦労されて、難しくてなかなか良い案が出てこなかったんですけれども、「立候補後選挙活動期間」という名前で打ち出されたんですけど。頭の整理になりますけど、「立候補**前**選挙活動期間」というのと「立候補**後**選挙活動期間」と二つあって、**前**の選挙活動は全部自由なんですね。それも議論で確認されたわけで、我々としては**後**であろうが**前**であろうが、選挙活動は自由だという前提で来ているわけですから。田中さんご指摘のように、確かにちょっと名前に誤解を生むような表現になっているのかなという気が、私もしてきました。従って田中さんご指摘のように、やはり「上限規制の期間」とか「公営の計算期間」とかにしても良いかと思いましたね。それからそれとの関連ですが、ちょっと細かい点になりますけれども、2 ページの（2）にですね、今の期間の「選挙・政治活動」という言葉を入れているんですけれども、これは小林さんへの質問ですけれども、これは「政治」という言葉は要りますか。という点は細かい点ですけれども、これは理解としては 2 ページの一番下のほうに 5 行ぐらい書いてあるような定義と言うか支出となるわけですよね。と言うことだと、「候補者の当選を促進し又は獲得するために要した支出」だから、選挙運動ですね。今とはちょっと概念が違い

ますけど目的規定の変え方としては同じですね。当選させるためにする活動ということですよね。と言うことになると、政治活動は外れるという理解で良いでしょうか。となれば、上の（2）の「・政治活動」というのは要らないじゃないかと思うんですけれども。そこはどういうご見解でしょうか。2 点申し上げました、名前も変えたほうが良いのではないかというのと、「・政治活動」というのは外すべきではないかということです。よろしくお願いします。

小林幸治：そうですね。「選挙・政治活動」に関しては、ここでは「選挙・政治活動」というのはこういうものを言うことは示していないので、ちょっと曖昧ななかでお示ししているのにとどまっています。ご指摘の通りページの一番下で 9 項目ほど挙げていて、事実上これがここで言えば「選挙・政治活動」にあたるものというふうに捉えられるかと思います。更にご指摘の通り、これを選挙活動という定義づけで示したほうが明確ではないかというご意見かと思いますので、そういう形で明記したらどうかなとも思っています。ただ一方で、この 9 項目の中にもいわゆる現行で言う選挙活動以外の、例えば世論調査などはこれまで選挙活動の中にはあまり概念として入っていなかったかなと、それを広く捉えると政治活動というふうに捉えられるので、場合によっては「選挙・政治活動」というような連記した形でも良いのかなとも思いますが、いずれにしてもここで言う「選挙活動」とは何か、もしくは「選挙・政治活動」とは何かというのは明確にしておいたほうが良いかと思いました。その辺は、どちらの名前の方がふさわしいかご意見いただけたらありがたいと思います。

三木由希子：皆さんいかがですか。只野さんどうぞ。

只野雅人：今の法制度だと選挙運動と政治活動を区別しているわけですね。選挙運動は厳しく規制できるけど政治活動は自由ですというので、運動期間として非常にややこしい建てつけになっているけれど、今度は選挙規制を撤廃しますから区別する必要はなくなってくるんだと思うんです。でも資金規制の部分で言うと 3 ヶ月って結構長いので、政治活動全般に資金規制が及んでしまうと、これはこれで問題じゃないかという感じがしますので、さっき片木委員がおっしゃったように、少し範囲を特定した形で費用の枠をかける方が良いのかなという気はしますね。人件費なども、通常使っている人件費もあるでしょうし。今の世論調査などもちょっと微妙なところですよね。ですから何か今の建てつけが残ってしまうところはあるけれども、一般の政治活動に強く影響が及ぶようなことは望ましくないところもあるので、ここで列記されたようなもので、ある目的に使われるものを総枠で制限しますと、そんな感じが良いのかなという気はしますけれど。

三木由希子：小林さんいかがですか。これって 2 ページの一番下だと、候補者の当選のための活動ですよね。だから政党の広報とかメディア展開、政党をアピールするためのものというのは入らないということですか、今でも広告をバンバン政党はしていますけど。要は政党名が書いてもらっても比例の場合得票になりますから。それはどうなるんですか。

小林幸治：はい、僕のイメージはご指摘の通りだと思っています。特定の候補者を宣伝するものというか、アピールするものであって、いわゆる政策、ここではマニフェストなんかは

入っていますが。正直言って、ひとつひとつこれは入るこれは入らないとかっていう精査したわけではありません。ただイメージとしては、おっしゃるような区分になるかなというふうには思っています。

三木由希子：というのは、政党とかマニフェスト、政策の広報はここから除かれるということですね。

片木淳：今議論されているのは、2 ページの下から 4 行目に、「政党が提出した候補者名義に含まれる候補者」これだけの当選の話をしているので、政党自身に参議院の比例区で「自民党によろしく」ともろに言うとか、「票を入れてください」と候補者じゃなく政党自身にということはどうなのかというふうに理解して考えた場合には、それは入ったほうが良いような気もしますが、そこはどうなんでしょうかね。そうなるとここの表現はちょっと不足だということでしょうね。

小林幸治：ちょっとどこまで作業ができるかわからないですけど、現状でどうなのか一度整理してみたいと思います。多分政党が出すマニフェスト以外にもいろいろなものがあると思うので、洗いざらいとまではいかないかも知れないですけど、一定の広報物等々一覧にしてみて、それをどういう扱いにするかということを、こういう形で提案した際にはそういった質問も出てくるだろうと思いますので、ちょっと整理してみたいと思います。

三木由希子：はい。選挙期間中の政党のメディア展開だと投票を促すというよりもイメージ戦略として広報物を出してそれが投票を促すっていうような展開ですよね。直接的に投票してくださいっていうのはあんまり見ないですよね。インターネット上の広告でも要は自分たちの政党が今能力があるとか、自分たちは信頼に値する政党ですよっていうイメージ戦略をしているっていうことですよね。だから候補者と伴って投票は何々党へとか、そういう候補者のポスターとか案内に伴ってそういうのはありますけど。なので、政党に直接投票を促すようなものがどれぐらいあるかを探すっていうことになりますかね。現状として。

小林幸治：できるだけ今配信されているものを、できるだけ洗いざらい抽出してみようと思います。その上でどういうものが配信されていて、配布されていて、それをここに当てはめるのかどうかっていう、何でしょうね、○×△じゃないですけど。

片木淳：それも作業を時間的に間に合えばやっていただくには良いんですけども、ここでの議論の仕方として要するに政党は外れてるんだねと、自民党へ、何党へ入れてくださいっていうような選挙活動については外すのか外さないのかっていう議論になった時に、ここでは外れてるわけですよね、今はね。その外れてることについて、なぜ外したんだという質問になるから、いやそれは政党は別枠ですよと。何かの理由によって政党というのにはそんな規制はしませんという意味で外したんですと言うんならそれは一つの回答だし、いや本当はそれも入れたいんだけども、ちょっと忘れたんですと言うんならそれも一つだと。忘れたというかね、入れるべきなんだと。だからどっちかということなんじゃないでしょうかね。ですからそこを若干事実を押さえなきゃいかんということですから押さえていただいて結論を出せばいいんですけれども、それはそうしていただくことにいたしましょうかね。

三木由希子：はい、もう一点それとの関係で気になるのが中段くらいに、「（仮称）立候補

後選挙活動期間になされた寄附及びその他の収入とは、（仮称）立候補後選挙活動期間に公職の候補者及び公職の候補者の届け出政党又は参議院名簿届出政党等に対して行われたすべての寄附」となってますよね。なので政党を一応寄附収入については、この選挙活動期間になされたものについては、寄附収入については全てこの枠に入っちゃうってことですよね。どんなに集めてもこれしか使えませんよって話しをする時に政党はじゃあ入らないっていう話ですよね。政党から特定の候補者を応援するために払ったものは上限規制に入るんだけれども、それは候補者単位で規制をしようと思うと結構何かよく分からなくなってしまうんですけれども。候補者なので候補者個人に対する寄附その他収入っていうのは想定されているんですよね。プラス政党ということなんですよね、ここで言う政党というのは。政党のところでは寄附収入というものはこの期間中になされたものについては、要はディスクロージャーの対象になりますよっていう話ですよね。

小林幸治：収入に関してですか。

三木由希子：そうですね。

小林幸治：収入に関してはすべてですね。だから政党も含む。

片木淳：ちょっと良いですか。三木さんご指摘の通りで段々話がそういうように展開していきますと、ちょっと広がり過ぎてるんじゃないですか。政治活動も含めてたような収入の話になっていますよね。だからここではもう我々の考え方としてはバンバン、バンバン金を使うのはまずは抑えなきゃいかんという発想だから、そこまで規制しなくても良いんじゃないですか。つまり収入まで。いくらもらおうがもらうまいが、それはもう政党助成とか政治資金規正法の関係で、現行制度でね、縛る話であって、ここに入れるとまた何かここだけ広がってますよね。何でもかんでも皆入るわけでしょ、政治活動に関する収入も。ではないですか、どこかありますか。要するにこの期間になされた寄附・収入全部入るんでしょ。

小林幸治：基本的に、そこは制限した方が良いんじゃないかっていう意見であれば、と思いますけど、すいません、作業部会でもあんまりそういう議論になってなかったので、そのままで示したっていう。

片木淳：私の意見を申し上げれば、要らないんじゃないかと思いますけどね。総量規制の中で支出だけ抑えると。しかもちょっと確認ですけども、2ページの上に戻って、原案では上限規制の中にも立候補後選挙活動っていう定義を使って議論しているわけですよね。それに関する支出は抑えるということですけども、さっき田中さんからのご指摘もあったように立候補後選挙活動というのは非常に誤解を招く表現であるということであれば、ここも立候補後選挙活動という概念は要らないんじゃないかと。つまりこの下にあるような支出をどうやって抑えるかということで定義を決めて、まあ政党まで拡大するかどうかは宿題ですけれども、現状ではここでは候補者観点ですね。自分自身の候補者、それから政党が候補者名簿に関する形で色々と候補者の当選を促進しまた獲得するためにやるような支出で、一定のものについては全部足して期間内の総額規制をします。同じようにそのような支出に関しては公費負担で何分の一の補助をしますという風に書いても、ややこしい立候補後選挙活動という概念を全部やめて、1ページの方も2ページの方も。という書き方も可能かなと思いますけどね。そう書いたほうが誤解がなくなって良いんじゃないか。我々が主張し

ていることをズバリ言う形になる。つまり全部撤廃だと。しかしまあ心配する人がいるから選挙活動、いや選挙活動は使わないですね、支出ですね、一定の支出については規制をしますと。あるいは公費負担をしますということで整理できるんじゃないかという気がいたします。いかがでしょうか。

三木由希子：小林さん、いかがですか。

小林幸治：はい。できれば具体的にこういう風に直したら良いんじゃないかというものをいただけると有難いかなと。

三木由希子：多分、ちょっと議論の前提として、これまでの選挙運動は支出自体は量的規制をしていて、かつ候補者単位で報告書を出して量的規制をしているわけですよね。小林さんが出していただいている案はそこに政党というものも入れますと。政党だけではなくて、これ政党としてしまうとちょっと狭いので「政党等」となっているということは政治団体も含めてなのかなと思われるんですけども、その範囲がちょっとどうなのか。要は立候補後、選挙運動期間中に立候補者単位で寄附について一定の規制をしたりとか、ディスクロージャーの仕組みがあって、かつ支出の規制を今入れてると。この仕組みを前提に支出の量的規制をしようとしているのか、それとも全く新しい量的規制の話しをしてるのかってところが、多分議論の一つのポイントだと思うんですよね。小林さんがご提示いただいているのは立候補者単位じゃなくて政党も含めて量的規制をしますよっていうことなのか、やっぱり立候補者単位なのかっていうところで言うと、２ページの一番下は立候補者単位っていうことになってますよね。ただし寄附収入の報告とか、あと支出についての報告は立候補者単位ではなくて政党や政治団体単位でも求めるっていうことになってますよね。なので多分ちょっとそこをどういう風に量的規制の対象にするのかっていうのを一旦議論したほうが良いのかなという気はします。立候補者単位なのか政党・政治団体も含めて一定の条件を付けたものは全部入るのか。その時に量的規制って一体何を指すことになるのか。おそらくここが議論で引っかかっているところのように思います。ご意見がもしあれば。こんがらがってそうなところは分かるんですけども、どうすれば良いかと言われる時には中々対案が簡単に出せますというような状況でもないような気がしていますが。

田中久雄：今の現行の選挙運動費用の収支報告書ですか。あれは個人単位ですよね。立候補者単位ですよね。政党も入ってましたっけ。入ってないですよね。だから政党は年間の政党の収支報告書っていうか、あれも出さなきゃいけないわけで、そっちの方で報告を求めるということで選挙運動期間中は候補者単位でなっているわけですが、ここでそれを大きく転換して政党まで入れてしまおうと。運動費用の上限に合わせて収入も明示させるというか提出させるということは、ちょっと何か大きな理由が無いと難しいのかなという気がしますけど。

片木淳：さっきも申し上げたように、まず収入にまで、しかもその収入には政治活動、今まで言うところの政治活動も入ったような収入まで全部入れるような必要は無いんじゃないかって私先ほど申し上げたんですが。それと支出については政党を外す理由は逆に言えばあるのかという風に言えば我々の論理から行けば、論の立て方から言えば、要するにその期間に金権政治といいますかね、選挙が金権選挙になってしまったらやっぱり拙いだろうと

いうみなさんの考えがあるんでやたらに選挙関係ですよね、当選を得るような形での、2ページの下に定義のある、そういうような形での支出については政党であろうが候補者であろうがやっぱり総額は規制すべきではないかという、これは私だけかもしれませんが受け止め方で規制すると。ただし、今ここに書いてあるのは政党のことも書いてない。書いてあるんですけども、候補者名簿のことしか書いてないからそれで良いのかどうかという議論をしているということですから、議論の整理としては今の支出については、まあ色んな議論の仕方があるんですけども、簡単に議論、簡単といいますか時間がないんで結論はなるべく早く出せというような議論の仕方とすれば、政党を逆に言えばなぜ除くのかと。選挙的な活動をしているのは皆一緒じゃないかと。その支出は皆ひっくるめて上限規制をするのがまずは普通の論理ですけれども、それに例外を政党について認める理由はあるのかというように議論すれば一番時間の節約になるかなと、こう思っているんですけどいかがでしょうか。

三木由希子：はい、どうぞ。お願いします。

岡﨑晴輝：支出に関して結論から言うと、政党を含めた方が良いと思います。理由としては選挙制度との整合性ということを考える必要があると思うんですね。現状で言うと衆議院については非拘束名簿式の比例代表制を提案してますよね。そうしますと政党に投票しても結局は議席に結びつくわけですよね。だから政党に投票する、そこにお金を使うと議席も多くなるということを考えると候補者に限定するんではなくて政党を含めた方が良いんではないかという風に私は思いますがいかがでしょうか。

三木由希子：はい、ありがとうございます。みなさんいかがですか。はい、どうぞ。

丸井英里：すいません。オブザーバーで発言させてもらって、私今回の参院選も前回の統一地方選も選対の最前線にいて選挙運動させてもらったんですが、今おっしゃられたみたいにやっぱり政党、片木先生からさっきおっしゃってらしたのもほぼほぼ賛成で、片木先生が疑問に思われたところに対しても同意見なんですけれども、やはり今の点に関しては政党を含めるべきだと思うんですね。やっぱり今回参院選、政党の比例、非拘束の比例があるのでそれですごく勝った選挙もあったので、そこはやっぱり含めるべきではないかと思います。あと一つだけ言わせていただくと、今のこれをもし選挙最前線でやってる人間として提出してこういう法改正しますって言われたら大反対すると思います。というのはむしろ参入が規制されてしまう部分が大きいので、例えば今回大きな、当事者で、例えば山本太郎さんのところなんかの、直前に本当に貧困当事者が出ましたよね。例えばそういう人なんかは90 日。その人の場合には出るってなったので公的な福祉事務所にいたので政党、選挙に絡んではいけない立場だったので首切りになったんですね。やっぱり貧しい、貧困当事者として出た人が結局政治に関わろうとしたら首を切られるっていうことになって、たとえもし90 日切られて、彼女は本当に選挙始まる当日直前に出馬表明して、選挙期間入るぎりぎりまで働いたんですけれども、それができなくなりますよね。これ 90 日間とか。さらにその10 日後に候補者に決めなきゃならないってなると、今回のれいわみたいにゲリラ的な戦いもできなくなってむしろ不自由になる感じがすごくするので、ちょっと何かそこのところはどういう風に考えたら良いのか。たとえばお金だけの問題であれば、片木先生がおっしゃ

たお金だけの問題であれば、お金だけの問題なんだよ、この期間報告書出せよということであれば、その不自由さは感じないと思うんですけど、立候補後選挙活動期間みたいな表現はやっぱり止めた方が良いと思うんですね。

三木由希子：ありがとうございます。多分今の議論って、このケースはこうだったって話しをし始めると駄目だと思うんです。どういう政治文化を作るのかっていう視点で議論が必要かなとは思っていて、たとえば今回は自分たちの支持する方向でゲリラ戦がうまくいったと、しかしそれは別の方向でも同じことを言えるわけですよね。つまりその時の情動によって政治と選挙が流されていくってことに対してやっぱり否定的な人も多いし、それが多分投票率を押し下げる原因にもなってると思うんですよね。だから多分この選挙制度をいじるってことはそういうことも含めて変わっていかないと、実は改革をしたい人たちが思ったような社会になっていかないって含んでここは議論している場だと思っていますので、政党とか政治団体とかは立候補をする人たちが直前じゃないと活動ができないような政治システムとか政治文化だと、やっぱり長くそういう人を養えるだけの資金力がある政党がどうしても有利になるという現状は起こって、現にそうですよね。資金力のある政党は政治活動を選挙終わった後も落選者をしっかり支えていたりとか、立候補予定者とか政党の支部の長につかせてしっかり地元活動をさせたりとかするわけですよね。なので全部に配慮するのは中々ものが変えられないから、今回はここは目をつぶるみたいなレベルの話にちょっとここの議論はずっとなってるんじゃないかなとは思ってるんですね。なので、その論点として成り立ちうるのは、言葉の名称の問題というのはあると思うんですけれども、もう一つが、今立候補者単位で量的規制をしているものについて広げる方向があるかってことですね。政党とか政治団体。その場合には今政党も政党支部、ものすごい沢山ある状態で、政治団体はとにかく作りたいだけ作れるっていう状態で、かろうじて政治資金規正法の中で公職や公職の候補者だった、国会議員だけですけれども、国会議員および国会議員の立候補者だった人で関連政治団体を届け出る仕組みがあるので、そこでかろうじて捕捉は一定程度されていると。ただ地方議会とか地方にいくとそれもないわけですよね。国会議員だけに限定したので。なのでもし政党とか政治団体に対しても量的規制をかけるとすると、何かやっぱり要件・条件を付けないとちょっと整理がつかないような状況はあるかなとは思ってまして。なので今回そこまで突っ込むかっていう話がもう一つの論点になりうるのかなとは思ってるんですね。逃げると良くないので、逃げるべきではないと思ってるんですが、岡﨑さん、いかがですか。

岡﨑晴輝：ちょっと今考え中で、後でお願いします。

三木由希子：ありがとうございます。みなさん、いかがですか。これまでの流れからすると一定の要件・条件を設けて政党・政治団体にも量的規制を入れていくという考え方。要件・条件というのは政治団体・政党としてどういう条件に合致したものを量的規制をはかる対象にするのかというのと、量的規制をするときに立候補者単位の量的規制じゃない量的規制を入れるのかっていうのと、そのぐらいですかね。論点として入れる場合のこととして。片木さんがおっしゃったのは政党を除いたり政治団体を除いているんであればその理由をちゃんと明示、明示というか合理的に説明できないと話が通らないと。こっち側の説明がで

きないということになるので、外すにしたらやっぱりそこをどうやって合理的にそれはやむを得ないって言えるかどうかって話ですよね。はい。

田中久雄：三木さんの言われるように技術的に政党に上限規制を設けた場合にどういう積算で規制の額を決めるのかですよね。自民党みたいにでっかい政党とそれから小さな社民党みたいなものとか、それを何か客観的に平等な基準で各政党の基準をしないと、一律に政党としては何億円とか何とかとか、一律にするような話ではないですよね。やっぱり候補者数とか、それだけの政党の規模と勘案しながら積算しないといけないわけですよね。基準額というのを。それと政党でありながら政治活動というのは従来通りやるわけなんで、その政治活動、通常の政治活動を除いた選挙運動のための費用というのはどういうのがあるのかと。その切り分けるという作業が必要なわけですよね。そのグレーゾーンが非常にあるのをある意味で切り分けるということをしなければいけないわけですけれども、理屈としては本当に比例代表みたいに政党が前面に出て選挙運動をやるということをやはり野放しにして良いのかと、ある程度候補者個人と同じように政党も制限を設けるべきではないかというのは、理屈の上では成り立つ議論だと思うんですけれども、現実問題としてそういうのを設けろと言った場合に、具体的に基準を設ける場合に非常に難しいことが出てくると思うんですが、それは今後そういうところで検討してもらうということで、下駄はそっちの方に預けて我々は提言だけするということで良いのかどうかというかね。ちょっと無責任な感じがあるんですけども、そういう問題を含んでいる問題についてここで提言できるかどうかですね。ちょっと私も分かりません。

三木由希子：ありがとうございます。やり方というか考え方としては政党・政治団体について広告とかだけの上限規制をやるとか、何かそういう話であれば何となく成立するような気はするんですけれども、資金力のあるところがテレビ CM たくさん流して、インターネット広告をどんどんやって、それもお金たくさん投入すれば表示回数が必ず上がるので。そうするとそういうところにだけ制限をかけるとか何か限定的な話であれば何となく制御可能な範囲の話にはなってくるような気はしますけれども、全体となるとやっぱりちょっと切り分けがそもそも通常の政治活動と選挙活動がそもそも切り分けが難しいという問題があるので。ここでの議論の範囲で整理がつくとすれば、そういうある程度限定した範囲で規制をするというような話になるのかなと思います。

田中久雄：個人が立候補する場合、確かメニュー方式じゃないですけれどこういうものについて該当する選挙運動については計上してくださいと、上限の対象になりますよということで具体的に提示してそれのトータルで上限を決めるというのは一つのやり方だと思いますね。

三木由希子：他のみなさん、いかがですか。濱野さん、いかがですか。

濱野道雄：そうですよね。だから、そこの①から⑨まであるけれど、どこかこれは個人のあれで、こちらの方は政党にみたいにちょっと細かな分け方が現実的には必要になってくるかなとは思います。さっきおっしゃってくださっている休職の間に、生活を支えられるかということは実際に大学の教員がその間にみたいな話も聞きますので。どこかそれはかけ方ですよね。世論調査なんかも。ちょっと精査がこの一つ一つにもあるのかなという気がいた

します。
　あとこれは、立候補の今⑨まであるこれが、以前に支出されていてもそれに関わるものに関しては規制をかけるということですよね。ただその前に準備、80 日や 90 日前までにかけていて、これが本当に選挙に関わっているのか、それとも期日を切ればはっきりしますけれども、そういう意味でもないですよね、これ。前から準備しちゃっててもこの 9 項目に関わったら規制の対象になりますよということですかね。
三木由希子：期間に入ってから規制ですね。
濱野道雄：期間に入ってからですか。
三木由希子：だからその前、実はフリーハンドなので資金力があるところが有利にどうしてもなるっていう話にはなりますね。
濱野道雄：分かりました。そうすると、ちょっと、やはりそれも含めて、いずれにしてもその部分の精査が必要かなとは思いますが。失礼しました。
三木由希子：ありがとうございます。はい、先に岡﨑さん、良いですか。
岡﨑晴輝：まずお話を伺っていて限定的に政党を含める方向で検討して良いのではないかという風に思いました。それから今出たお話で 80 日前ですね、例えばポスターを大量に 100 日前に印刷をして 80 日で使用すると。そこまで本当は規制した方が良いのかなと私は思うんですけれども、ここはもう少し検討していただければと思います。以上です。
三木由希子：はい、ありがとうございます。それは広告製作費も一緒ですよね。
岡﨑晴輝：そうです。
三木由希子：製作費がその前に計上されていると期間中に入ってから流すだけになれば、その製作費が計上されないとか、そういう矛盾はどうしても出てきますよね。
濱野道雄：ごめんなさい、期日前の中で切ってのことだとこれはもう全然あってないような。いくらでもお金のあるところは事前から一年前から決まってるんだからその間に全部準備しておいて、そこからドンであれば、これはもう制限があってないようなものになっちゃうんじゃないかなと思ったり、はい。
三木由希子：はい、太田さん、どうぞ。
太田光征：はい、事務局の太田です。私からも。すでに意見ありますけれども、私も政党を支出制限の対象に含めるべきだと思いますし、以前から私は政党交付金をできれば選挙一般には使って欲しくないと言ってきたんですけども、選挙費用一般じゃなくても今話に出てるように広告に限定するだけでも良いので、できれば政党交付金の使途制限と絡めて広告を支出制限の対象。支出制限対象に政党を含めていただきたいと思います。以上です。
三木由希子：はい、他にご意見、確認したい点などありますでしょうか。そうすると今日確認されたこととしては、まず立候補後選挙活動期間という名称については再検討するっていうことですかね。それと、あと任期満了に伴う選挙を原則として解散とかリコールとかそういうものによる選挙は例外的なものとして整理をするということですね。資金規制、量的規制の部分では立候補者単位での量的規制と政党・政治団体ベースでの量的規制の両方を考えるということで良いですかね。量的規制をするためには選挙の一定の期間に関する報告が出ないと量的規制の確認ができないので何らかを報告する仕組みが、立候補者単位と

政党・政治団体単位で必要ということに、そこから伴ってなるということですよね。それと、あとそうですね、政党とか政治団体とか言った時に何を対象に一定の量的規制の範囲にするのかという、そこの範囲の特定がある程度必要になるということですよね。そこがとりあえずここで今出てきた課題なり確認されたことということで良いですかね。この 2 ページまでのところですけれども。あと政党交付金の件についてはちょっと別のところで議論をするので、ここの範囲からは少し除かせていただいて、他に何かありますかね。はい。

田中久雄：不在者投票と期日前投票 14 日前ということを明示してますよね。現行制度を前提にしてね。確かに色々会場とかスタッフのお金っていうのは経費は非常にかかるということで、あまり早い段階からやるのは難しいということだと思いますけども、ただ期日前投票っていうのは非常に投票率を上げる効果を果たしてて、今非常にそれで投票する人の数が増えてるわけですよね。外国なんかでも大体本当に投票の告示とか公示からすぐもう期日前投票なんてやってるところもありますし、あるいは郵便投票みたいに郵送で投票するってところもありますし、ですから非常に難しいのは分かるんですけどもあえて 14 日前と固定する必要はないと思うんですよね。できるだけ早い段階でかなり経費の問題で難しいかもしれないけどできるだけ早く早い段階から期日前投票か不在者投票をやる必要があるみたいなことでね、現行制度に引きずられる必要はないという風にちょっと思います。

それからもう一つ、やっぱり 1 ページの一番下の方ですけれども、都道府県知事とか議会の議員、市町村長とか、それについて「基本的な規定のみ法律で定め、具体な期間などについては条例で定めるものと」。考え方は分かるし地方分権なので条例でできるだけ自主的に決めるという趣旨だと思うんですが、今統一地方選挙という制度がありますよね。それ、非常にばらけてきて、必ずしも統一地方になってないということもあるんですけども、かなりむしろそれにできるだけ合わせるように今後していく必要があるという意見もかなり強く出ているので、そうなった場合に自治体ごとにその投票日を変えた場合に統一地方選挙で投票日がみんな異なるというのが果たして妥当なのかなという感じがあって、これはちょっと私自身も、条例で定めるというのも一つの案だとは思いますけども、統一してやるっていうのも意義があるんではないかなということで、条例で定めるということで断定的に書いて良いのかなという感じはちょっとします。

三木由希子：はい、ありがとうございました。小林さん、いかがですか。

小林幸治：今の、どこでも良いんですかね。田中さんからのご意見については、不在者投票、期日前投票という言葉も含めて、僕の中の認識としてはかなり期日前投票については自由度が高まっているので実質投票日が 14 日間があるというような考え方も取れるなって最近の動向を見てて思っていて。期日は別としてここで期日前、不在者投票っていうのを使うのかどうかというのは、一定の投票日、投票日が何か一日って限定されているというのもどうかなっていう。だから投票日は、開票日は少なくとも統一した方が良いと思いますけど、14 日間投票日ですっていうのもあるかなっていうことも思ったりして。ちょっと論点がずれるかもしれないですけど、そんな考え方の方が何か市民審議会としてはふさわしいような気もしました。それと条例で定めると、統一自治体選挙。僕も詳しくは統一自治体選挙の期日を定めるというきちんと経過を追ったわけではないので、何となく印象として行政側、選

挙管理する側からの効率性を高めるために統一してきたっていう原因もあるのかなっていう。実質的に統一自治体、期日を統一しても投票率が実質上がっているのかというとそうでもないわけで、やっぱりその有効性みたいなものが問われても良いのかなという風に思うので、どっちが良いかっていうのは僕もよくお示しすることができないですけど、少し考える必要あるかなというように思いました。ただ自治体選挙なので、自治体が主体となってルールを決めていくような仕組みに変えていかないと自主性というのが、やはり公職選挙法という国が定めた法律に基づいてやらされているというか、そんな感じが出てしまうのでそこを何か変えていきたいなということがあります。

それとこれはちょっと大事な論点なので再度ですけど考え方として先ほどいただいた 80 日という期限を置いた時に色んな形で 80 日前に、だからいわゆる駆け込み需要じゃないですけど、80 日になる前に使ってどんどん作っちゃえみたいな話がどんどん出てくる可能性はあるなと。じゃあ具体的にそれを規制する仕組みをどう置くのかっていうことが大事なんだと思うんですけど、だったらその 80 日を、一つとして 80 日と置くんではなくして、どなたかちょっと前にご発言いただいていたと思いますけど、一年間なら一年間極端な話、もっと長い期間、一年程度上限規制を置いてそれで縛りをかけたらっていうのも一つでしょうし、それと実際に広告物なんかに関しては 80 日後に配布したものに関しては、準ずる規定じゃないですけど、それを置いて多分実質、実際現場でどの程度、何でしょうか、そうか報告させる規定なので、少なくともそれは報告しなさいよという規定は設けられるというのもあるかもしれないし、そこら辺はちょっと工夫の仕方なのかなと。いずれにしても何らかの規定、規制をかけたとしたらそれをできるだけかいくぐってということが出てくると思いますので、それに対してどういう風に対処するかっていうのを想定していかないといけないと思いますので、その辺は少しもうちょっと知恵を絞ってという風に思います。

それと先ほど今日の議論の整理を三木さんの方でしていただきましたけど、片木さんから収入に関しては規定要らないんじゃないかっていう指摘もあったと思いますので、そこも含めて確認いただけたらありがたいかなと思います。

三木由希子：収入の報告ってことですよね。これは今の政治資金規正法の枠で言えば候補者や議員個人が献金を受けられる仕組みになっていないので選挙期間中だけに候補者は個人でお金を集めることができるわけですよね。だからそこを、そもそも個人で集められない仕組みにするのかどうかっていう話しをまずした方が良いようには思います。そうすると自ずと政治団体・政党にお金の出入りが一本化されていく。だからそこに集約されていくことになるので、そこはちょっとどういう選択をするのかによっておそらく議論の方向が変わってくるんじゃないかという風に思いますが、いかがでしょうか。現行の制度で言えば選挙期間中だけ個人が集められると、それ以外はだめというのが今の政治資金規正法の基本的な枠組みですよね。どっちですかね。一応その今の考え方だと立候補者ベースも考えているので個人でお金を集めるってことも考えてるわけですよね。そうすると通常の政治資金規正と別枠の話が発生するような整理になっているということは言えると思います。お願いします。

片木淳：考えて結論を出せばどちらでも良いと思いますけども、今までの流れから言えば今

日議論しているような上限規制とか、我々の中で議論すればそこに収入の面だけ入れていくのはちょっと流れが悪いなと。むしろ４ページにある、今日は議論できなかったんですけれども、政党交付金そのものじゃないですけども、こういう政党の、政党といいますか個人も含めてですけども、そういう政治資金を広く考えた選挙資金についての規制をここら辺りの話の中にどう書き込むかっていう発想の中で、こうこうこういう弊害があるから止めるなら止めるべきだという、そういう書き方になってくるとわかり易いかなという気がしますけどね。言いたいことは、なぜ今日議論しているような費用の上限規制が中心なところだと私は思うんですけど、それに寄付の方は支出に繋がるから寄付を規制するっていう発想なのか。ちょっとそこら辺、話の筋が分かりにくいなという印象なんですけど、いかがでしょうか。

三木由希子：今ですと個人が確か選挙運動期間中の寄付の上限が、個人だと多分 150 万円っていう規制がありますよね。一年くらい前に私ここで報告した覚えがあるんですけど。そうですね、年間で 150 万円以内。団体献金は禁止。これ、こういう上限のもとで公職の候補者への個人に対する寄付を今認めていると。収入の範囲には金銭だけではなくて物品その他の財産上の利益の収受、その他の承諾約束も含む、と。物品その他、財産的価値のあるものの収受などがあった場合には収入に該当する。金銭や財産の利益を現実に収受した場合だけではなくて、その収受の承諾または約束でも収入に該当する、と。それ以外の寄付というのは金銭・物品その他の財産上の利益の供与または交付の約束で、党費・会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。なので将来的に会費を払いますよとか、党費を払いますよという約束も収入にしないといけないということですね。こういう条件のもとに個人がお金を集められる。あるいは将来的な収入に関しても報告をすればできるという、今の現行制度ですね。そうすると、その収入に関する制限は廃止ですかね。政治資金規正法に一本化。候補者個人に対する献金あるいは現行の政治資金、選挙運動規制の中では収入に該当しなくてはいけないと言っているものについては、立候補者個人ではなくて全部政党か政治団体にするとか、そういうことですね。はい。

片木淳：時間もあんまり無いんでその辺含めて三木さんの担当で残ってる宿題という中で、また次回ででもここの日程でどうですかね、問題点と解決策とを提案してくれれば良いんじゃないかと思いますけど。

三木由希子：私の場合は政党交付金の部分だけなのでそこまではカバーはしないですよね。どうしましょうね。

片木淳：よろしいですか。さっき申し上げたのは今日のテーマについては繰り返しになりますけれども、選挙運動規制はもう全廃だと。従って、それで良いんだけど、不平等になるから選挙費用でかかったものの上限規制をするということと、公費負担を若干はしますよという話で来てるわけですよね。だから私はさっき申し上げたように、選挙費用の上限規制の面から言えば支出で良いじゃないかと、選挙費用いくらかかったんだという話だから。収入の方は良いじゃないか。これは他のところで議論するならやった方が、話の筋が書きやすいかなと思った。説得力が増すかなと思ってるんですけども。ということですからそれから外れた今のような問題は、別途政治資金関連の中で何かあれば、それは提案いただいて解決策

あれば解決策も書いていくと。もちろんだから、おかしいなら全部そんなものは撤廃だと、禁止だという結論もあると思うんですね。というのがどうかなと。あるいは今日のやつの後ろに付け足すんですかね。それにしてもいずれにしても何か問題点を整理をしていただいた方が良いんじゃないでしょうかね。

三木由希子：はい、ありがとうございました。そうしますと支出のところで立候補者って個人を含めていること自体をどうするかで、多分議論の方向性が変わってくると思いますので、その立候補者個人っていうものを量的規制の対象にするとすれば、立候補者個人がどこから収入を得るかっていうところをある程度みなさんの合意を得ないと、選挙運動規制の中に多分寄附の上限規制みたいなところとか、その他の収入についても計上しなさいって規制が入っていると思うので、そこも全部撤廃をするということに最終的にするのかってことも、立候補者をベースに量的規制をするんであれば、そこも全体的整理をして言及するということで良いですかね。そこからはみ出てちょっと違う方向で量的規制なりなんなりしましょうって話になった場合は、ここではないところで整理をするということで、良いでしょうかね。そんな感じで大丈夫でしょうか、小林さん。支出の量的規制は立候補者個人に対しても行いますかね。プラス政党・政治団体。なので個人に量的規制をするってことは個人がどこかから収入を得てお金を使うわけですよね。なので立候補者個人がお金を集める仕組みにすることが、このまんまだと残っている状態ですよね。ですよね。この理解で間違いないですか。

小林幸治：立候補者は、立候補者自らが寄附を受けられない形で考えるということですか。

三木由希子：いえいえそうではなくて、収入規制をするかしないか。収入の部分をどうするかっていう話です。立候補者個人で量的規制をするっていうことは立候補者の献金は無前提で何でも受けられるって仕組みにする。規制を全部撤廃するとそういう話になっちゃいますよね。そうするとどこかで立候補者個人が集めたお金を使える期間を制限するっていう話しをするっていうことに最終的になるかっていう話ですよね。

小林幸治：そうです。それを前提としてましたね、はい。

三木由希子：そうするとやっぱり収入の報告を選挙運動、いわゆる選挙に関連して、この量的規制の対象となる期間の分については何かすると。その前は、立候補者個人はお金を集められないっていう理解で良いんですか。

小林幸治：いや、そこはちょっと個人的にはあんまり想定していなくて、期間内のことだけに限定してこの間は考えてきたっていう経過なので。

三木由希子：今の制度ですと、選挙運動だけに例外的に個人に献金できるっていう仕組みにしているので、それを変えるわけですよね。仕組みとして。そしたらちょっとそこも含めて整理をして、とりまとめをするという感じになりますでしょうかね。一応そこを整理した上でもう一回議論するということで良いでしょうかね。はい。すいません、あと自治体の選挙については条例で定めるのと、条例じゃない方が良いというのと二つ意見がありますけれども、条例で定めるとすると多分今とあんまり変わらないことになるという気がしなくもないのと、あと統一地方選は、小林さんはああおっしゃってましたけれども、統一地方選に向けてメディアが地方議会の実態とかを掘り起こして、この前は NHK が二万人の議員に

アンケートを取ってウエブ展開をかなりしてましたけれども、ある意味そういう意味での広報効果とか政治意識の醸成みたいなものを統一地方選というタイミングとか、あと総選挙とか国政選挙というタイミングでもやっているっていうところはあるので、そういうのが無くなった時に人々の政治への関心というのがどうやってつなぎ止められるのかの課題はメディアも含めてどうやってその関心がつなぎ止められるのかっていうことは、やや懸念は無いわけではないということを私の個人的な意見として申し上げたいです。他に、ちょっともう時間が超過してますけどもありますでしょうか。岡﨑さん、何かありますでしょうか。

岡﨑晴輝：ありません。

三木由希子：はい、ありがとうございます。そうしましたら、すいません、私が政党助成金についてやらなきゃいけないってことを全く失念をしていまして申し訳ございませんでした。ちょっと中々時間の捻出が難しいんですが何とか、この前ここでご報告した範囲でまとめをしたいと思います。事務局からということでお願いします。

城倉啓：今後の予定と第二期答申の内容という一枚 A3 になっているものを見ていただいて、今三木代表がおっしゃったように 9 月 24 日に政党助成金／政党交付金も入るということです。それと黄色くハイライトしているところだけを今お尋ねしたいです。濱野委員と特に小林幸治委員なんですが、第三期に選挙市民審議会を更新すべきかどうか。たとえば更新しないという意見の委員もいらっしゃいますし、するという意見の方もいらっしゃいます。あるいは折衷で、ブックレットを発行したいと思っているんですが、そのブックレットの発行、具体では一年間ぐらい、2020 年の 12 月 31 日までの延期。そういう短い第三期を設けるかというような色んな選択肢があるんですけれども、率直なご意見をせっかくいらしている時にお伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。濱野委員から。

三木由希子：はい、お願いします。

濱野道雄：そもそものゴール、達成がなされるのに必要な時間というのはどれぐらいなのでしょうか。

城倉啓：ゴールの設定そのものが選挙市民審議会が決めるものではあるのですけれども、仮に第二期答申を出すまでと決めることができれば、事務局側としては一応形としては残してもらって審議会を毎月行わないという形も良いんじゃないかと。だから、時に見解を出してもらうとか、色々なイベントに出てもらうとか、そういった形で選挙市民審議会という名前で続けても良いのではないかというのを事務局としては以前に申し上げたのですが。

濱野道雄：第二期答申が出されても、そしてそれがそれ以上に具体化あるいはどう展開していくか、そういうことが必要であるんならばですけれども、ここでもうある程度基礎はできてこれ以上は一個一個の改正なんだと、逆に煮詰めない方が良いんだということであれば、それでもうゴールとした方が展開がしやすいんだと、逆に。であればあとはもう個々人がイベントなど運動をすると、はい。その方がかえって良いんじゃないでしょうか。

小林幸治：区切りとしては一回区切っても良いのかなという風にも思いますが、基本的には代表者のお三方でちょっとご議論いただいて、第二期の前にも、第一期から第二期に移行する時にも、それぞれの委員の方のご意向というかを聞いてだったので、続けるんであればそ

ういう形でやれば良いんじゃないかなと思います。ただ、これブックレット作るために審議会を継続してっていうのはあんまり、ちょっと違うかなと思います。それともうここにも書いてありますけど、実現するためにどうするのかみたいな話しをしていく必要があるんだろうなというのと、濱野さんからもご指摘ありますけれども、当初イメージ 10 年だか 20 年計画の中にあったかと思いますので、一応それとの関係は示していただいた方が良いかなと思います。

城倉啓：ということを伺いました。ありがとうございました。あとはこちらに書いてあるような確認していただいて締切についてもよろしくご協力いただければと思っております。それと ML について太田さんの方から少しご報告をお願いできますか。

太田光征：はい、従来使っていた free ML というサービスが年内に終了するということなんで早めに Google ML の方に引越し作業をもう済ませました。みなさんのところに ML リスト登録が通知、登録されたっていう通知が行っていると思いますけれども、運用を 9 月 1 日から開始したいと思っています。よろしくお願いします。以上です。

城倉啓：あと細かい点二つだけ言って終わりにしたいと思いますが、第二期答申も予約販売という形で資金繰りをしたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。次回 9 月 24 日にはその注文申込用紙を用意してみなさんにご協力いただければ、それによって印刷費を賄うことができますのでお願いします。それと 10 月 18 日以降の 4 回、この後予定しているわけですけれども、審議会日程の決定は 8 月 31 日までのご意見を集約して事務局で決定させていただきたいと思っております。次回は 9 月 24 日。そして次々回は 10 月 17 日の予定になっています。よろしくお願いします。以上です。

三木由希子：はい、ありがとうございました。そうしましたら、10 分ほど時間超過しましたけれども第 18 回の審議会を終わりたいと思います。みなさん、ありがとうございました。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕